

恵那市介護老人保健施設条例施行規則の一部改正について

【概要】

介護老人保健施設ひまわりの利用者から負担していただいております食費について、令和3年8月から国が定める基準費用額（介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額）の引き上げに伴い、その自己負担額を見直します。この見直し案について意見を募集します。

【利用料金】

		改正後			改正前		
		入所	短期入所(介護予防 短期入所)療養介護	通所(介護予防通所) リハビリテーション	入所	短期入所(介護予防 短期入所)療養介護	通所(介護予防通所) リハビリテーション
食費	日	3食当たり 1,621円	3食当たり 1,621円	1食当たり 685円	(3食) 1,568円	(3食) 1,568円	(1食) 662円

【募集期間】

令和3年6月1日（火曜日）から令和3年6月30日（水曜日）まで

【提出方法】

様式は任意です。

1. 表題「恵那市介護老人保健施設条例施行規則の一部改正（案）」
2. 住所
3. 氏名
4. 電話番号
5. 意見を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクスで提出してください。

直接持参 高齢福祉課（西庁舎1階）

郵送 〒509-7292（住所不要）高齢福祉課

ファクス 0573-25-7294